

高規格堤防に関心のある自治体・事業者の方は、気軽に荒川下流河川事務所の相談窓口にご相談下さい。

高規格堤防に関する窓口

国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所 沿川再開発課

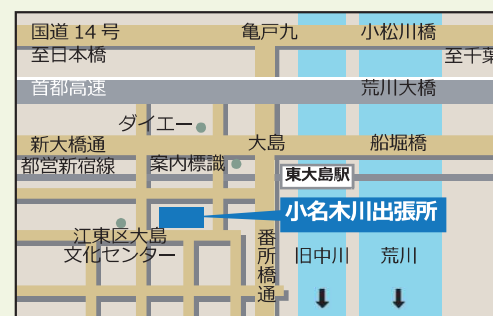
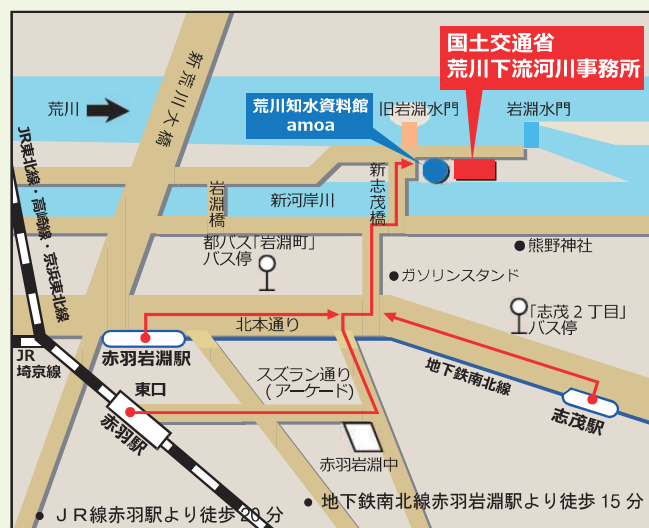
〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1

TEL.03-3902-2311(代)

FAX.03-3902-2538(代)

ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

●小名木川出張所
〒136-0072 東京都江東区大島8-33-26 TEL.03-3681-6131



地域のまちづくりに関する窓口

●戸田市	都市整備部都市計画課	〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1	048-441-1800
●川口市	都市計画部都市計画課	〒332-8601 川口市青木 2-1-1	048-258-1110
●板橋区	都市整備部都市計画課	〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1	03-3964-1111
●北区	まちづくり部都市計画課	〒114-8508 北区王子本町 1-15-22	03-3908-1111
●足立区	都市建設部都市建設課	〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1	03-3880-5111
●葛飾区	都市整備部調整課	〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1	03-3695-1111
●墨田区	都市計画部都市計画課	〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20	03-5608-1111
●江戸川区	土木部計画調整課	〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1	03-3652-1151
●江東区	都市整備部都市計画課	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28	03-3647-9111

※組織改正等により窓口に変更が生じる場合があります(令和6年4月時点)

よくわかる
高規格堤防
整備事業

高規格堤防がくらしの安全と都市を守る

「人命を守る」ことを最重視して、幅の広い「堤防」の整備を進めます。

荒川下流部は、海面より低いゼロメートル地帯となっており、荒川の堤防が洪水などで壊れてしまう（これを「決壊」といいます）と氾濫水が市街地へ大量に流れ込みます。洪水による壊滅的な被害から首都圏を守るため、「壊れない」堤防の整備が必要となっています。

■ 高規格堤防とは

幅を広くならかな勾配（緩傾斜）で堤防を整備することで、予想を超える大きな洪水から堤防が壊れるのを防止します。この幅の広い堤防を高規格堤防と呼んでいます。



高規格堤防の整備により安全で快適なまちを実現させます。

高規格堤防の整備により、洪水による越水や浸水による決壊、液状化による壊滅的な被害を防ぐことができます。

■ 通常の堤防

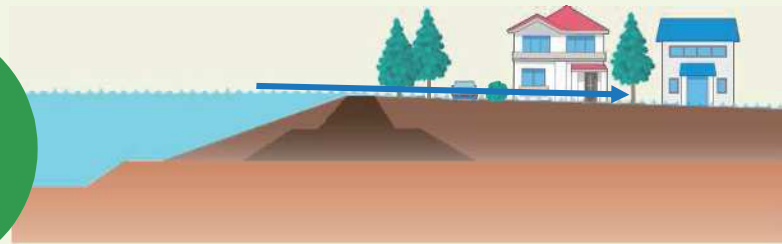
予想を超える大きな洪水により越水が発生すると



堤防を乗り越えた水（越水）が堤防を削り、堤防が壊れる可能性があります。



堤防が緩やかだと



越水しても堤防の上を緩やかに水が流れるなど、堤防の決壊が防げます。

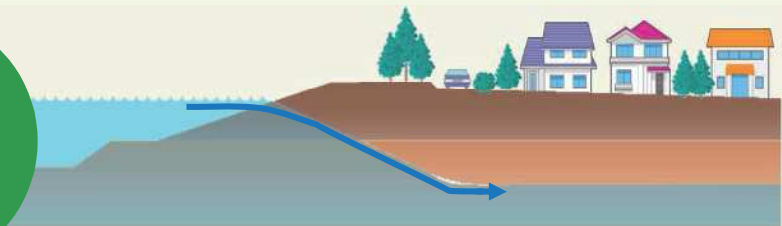
予想を超える長期間の浸水が発生すると



堤防の中を通った水（浸透水）が堤防からふき出し、堤防が壊れる可能性があります。



堤防の幅が広いと



浸透しても堤防から水がふき出さないなど、堤防の決壊が防げます。

大地震時に液状化が発生すると



堤防が壊れるだけでなく、市街地も大きな被害を受ける可能性があります。



堤防の地盤改良を行うと



必要に応じ地盤改良を行い、強い地盤とすることなど、壊滅的な被害が防げます。

以下の3つのいずれかに該当する区間で高規格堤防整備を進めます。

以下の3つの考え方により、氾濫形態や地形等を考慮して、整備区間を設定しました。

1

堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間

2

堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間

3

堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間

荒川における高規格堤防の今後の整備区間



沿川のまちが抱える問題とまちづくりの方向性

荒川沿川地域は防災上多くの課題を抱えています。

我が国の国土は洪水時の河川水位より低い約1割の土地に、全人口の約2分の1、総資産の約4分の3が集中しており、洪水の影響を受けやすい状況にあります。

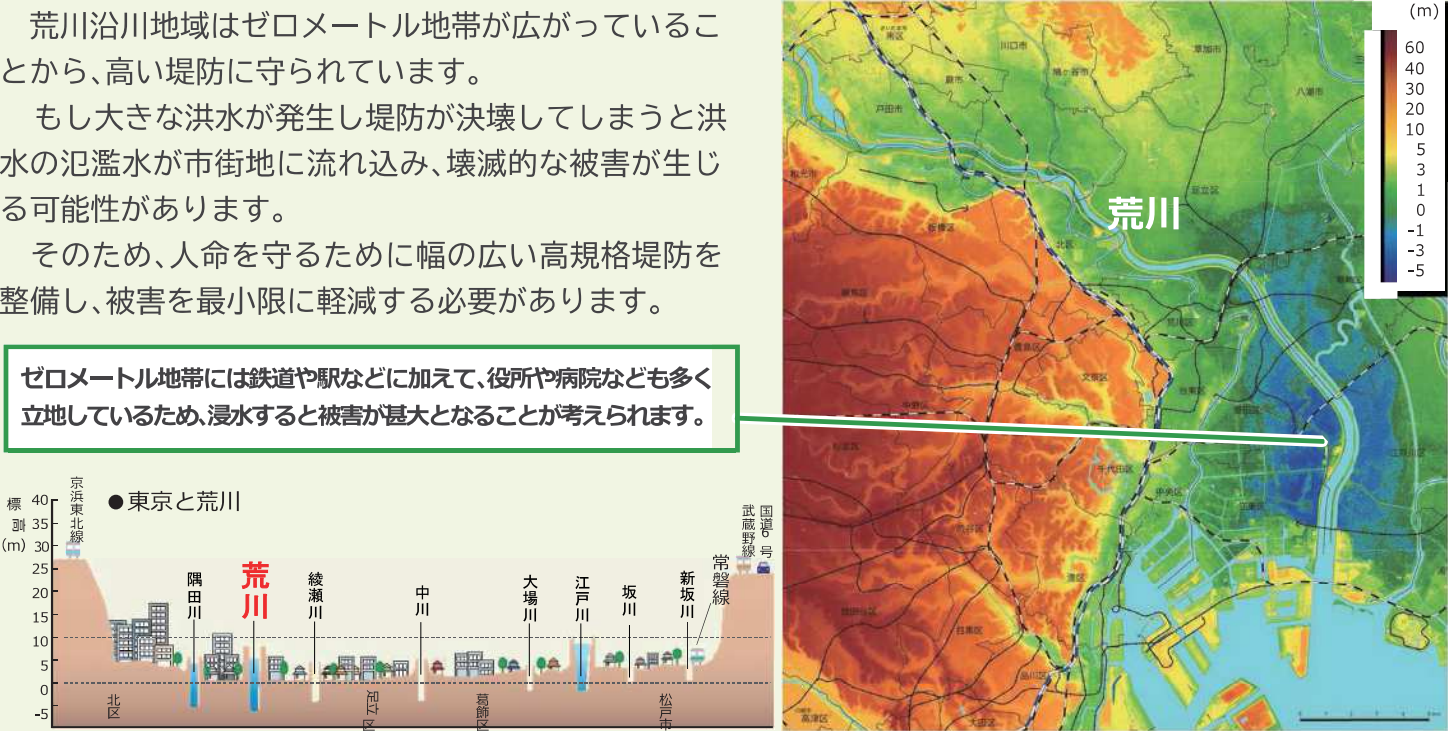
課題 1：ゼロメートル地帯の洪水リスクへの対応

荒川沿川地域はゼロメートル地帯が広がっていることから、高い堤防に守られています。

もし大きな洪水が発生し堤防が決壊してしまうと洪水の氾濫水が市街地に流れ込み、壊滅的な被害が生じる可能性があります。

そのため、人命を守るために幅の広い高規格堤防を整備し、被害を最小限に軽減する必要があります。

ゼロメートル地帯には鉄道や駅などに加えて、役所や病院なども多く立地しているため、浸水すると被害が甚大となることが考えられます。



東京の安全を守る高さ約10mの荒川の堤防



ゼロメートル地帯では、河川の平常時の水位より地盤が低い位置にあります。
(江戸川区役所に設置された「荒川河川水位塔」)

課題 2：避難場所の確保

大きな洪水が発生し堤防が決壊した場合、破壊力のある氾濫水により建物が破壊されたり、建物の2階まで浸水する可能性があります。そのための備えとして、沿川に安全な高台の避難場所を確保する必要があります。

課題 3：密集市街地の改善

密集市街地が広がる荒川沿川地域は、大地震が発生すると家屋の倒壊や延焼など、大きな被害を受けることが想定されます。そのため密集市街地の改善はまちづくりの大きな課題となっています。

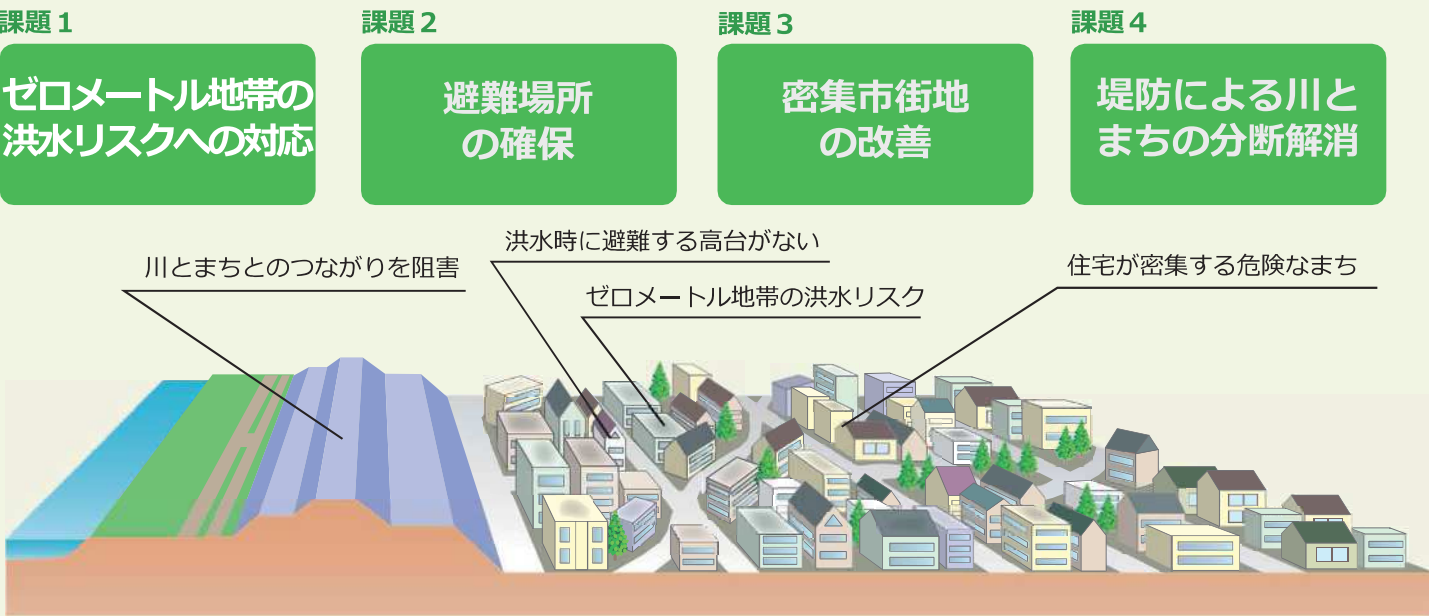
課題 4：堤防による川とまちの分断解消

荒川沿川地域を囲む高い堤防は、川とまちのつながりを分断し、水辺への眺望の妨げとなっています。

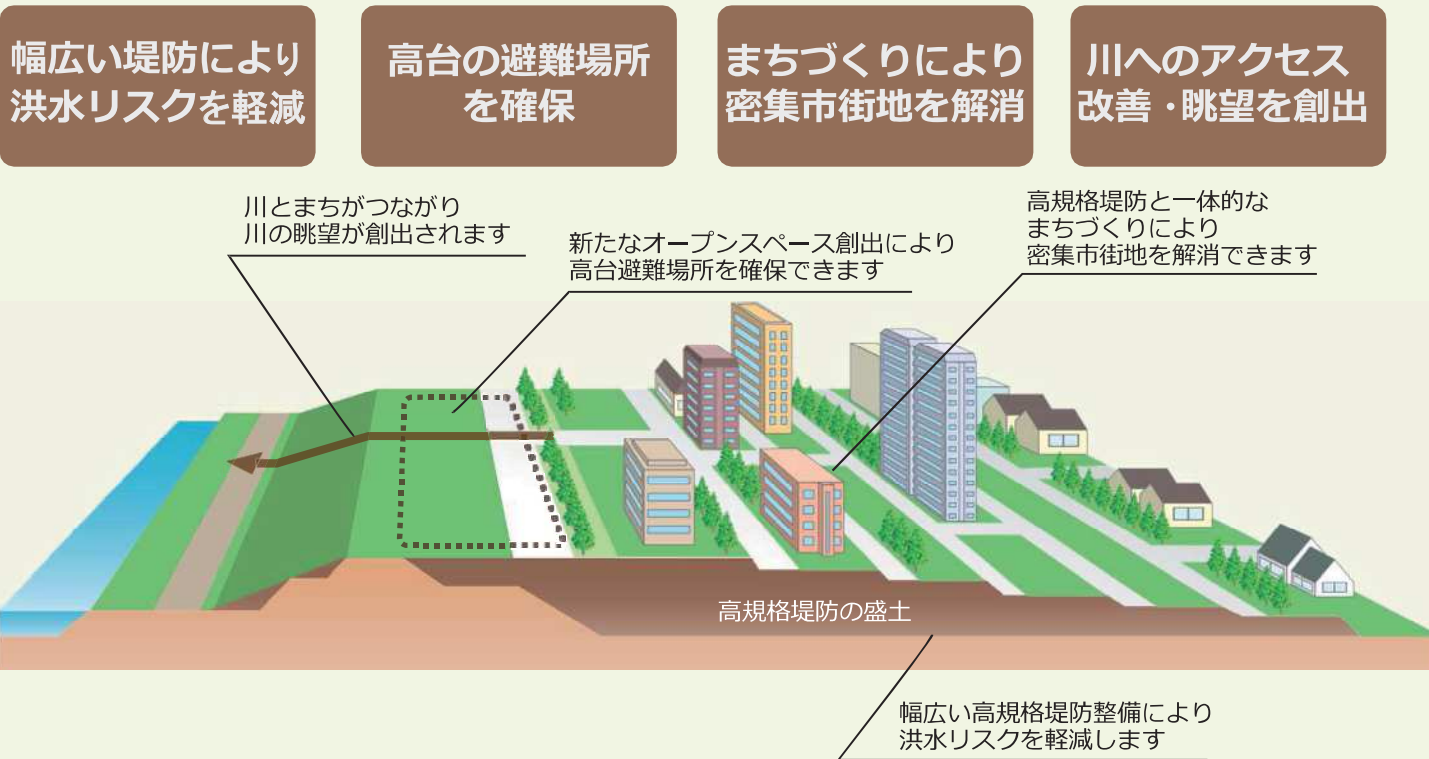
安全で安心なまちづくりを目指します。

高規格堤防整備事業と一体となってまちづくり事業を進めることで、避難場所の確保や密集市街地の解消など、まちが抱える問題を解消することが出来ます。

■ 荒川沿川地域のまちが抱える問題



■ 高規格堤防を整備すると



高規格堤防と共同によるまちづくり事業の効果

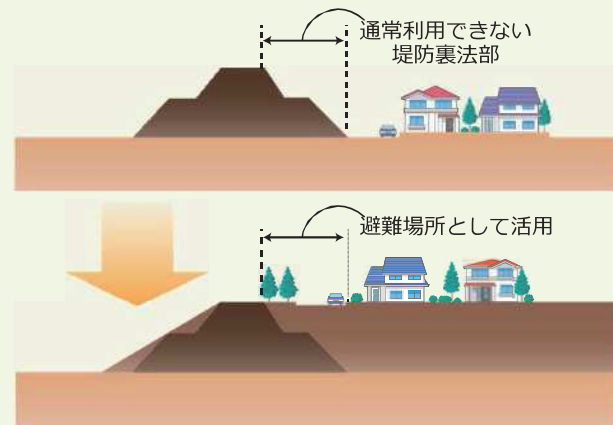
高規格堤防整備事業は、まちづくりに様々な効果をもたらします。

まちづくりと一体となって高規格堤防整備事業を実施した場合、まちづくり事業に様々な効果をもたらします。まちづくり事業における効果を紹介します。

■ 高規格堤防による洪水リスクの軽減

計画規模を上回る洪水により堤防が決壊した場合の壊滅的な被害の発生を回避し、まちづくりにあわせて高規格堤防を整備します。

■ 高台避難場所の確保



高規格堤防の整備により高台化された地域は、周辺地域の避難場所として大きな役割を担います。

また、盛土をすることで通常の堤防の街側の傾斜が平らになるため、新たなオープンスペースが創出され、平常時の憩いの場としての公園や緑地の活用、災害時の避難場所としての活用など、多岐に亘る効果が生まれます。

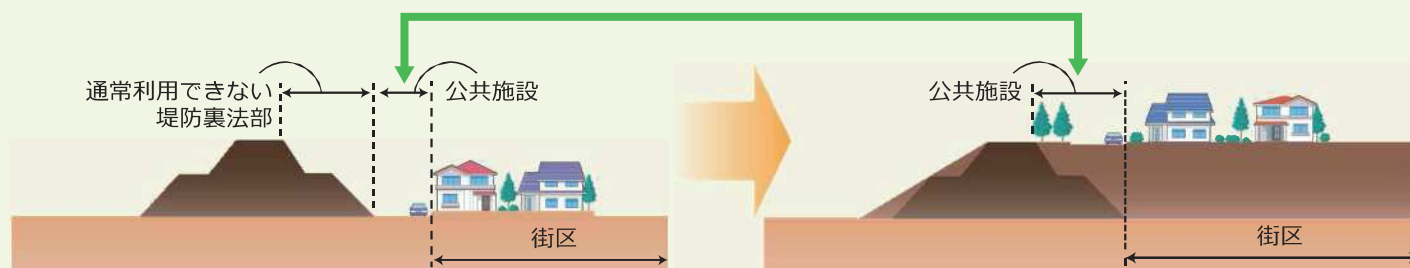
■ 高規格堤防と一体的なまちづくりによる防災性の改善

高規格堤防とまちづくりが一体に整備された市街地は、公園や緑地など多くのオープンスペースが新たに創出されるため、避難場所の確保が可能となります。

また、幅の広い街路が形成され、災害時の避難路が確保できるため、防災性が向上します。



さらに、通常まちの中に必要な道路などの公共施設を堤防裏法部に移設することで ゆとりある街区が生まれます。



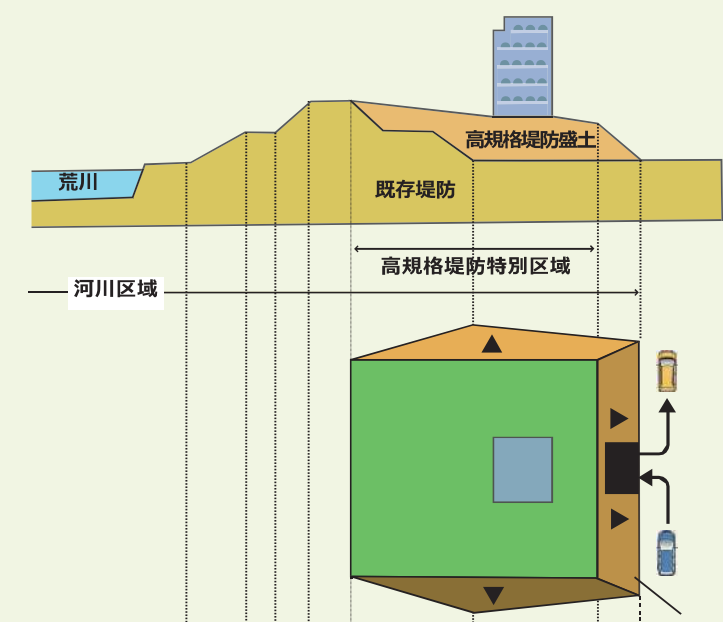
■ 川へのアクセス改善・眺望の創出

高規格堤防の整備によりまちと川がつながり、水辺への眺望が開け、水辺に近づきやすくなります。そのため、新しい水辺空間が期待できます。



■ 地下空間や法面の有効活用

高規格堤防の整備により新たに創出された地下空間は、地下駐車場など有効に活用することができます。法面については、地下空間の出入口として利用できるなど、有効に活用することができます。



共同して行う事業へのバックアップメニュー

沿川自治体や事業者と共同で進められる高規格堤防整備事業には国がバックアップを行います。

高規格堤防として必要な盛土工事と、これに伴う地盤改良工事、擁壁工事は国で行います。また、市街地関連の補助事業も活用ができ、自治体や事業者のバックアップも可能です。

■ 仮移転や再築費用等の補償

仮移転費用や家屋の再築費用等は、高規格堤防の整備を行う国土交通省と、まちづくりを行うまちづくり事業者が適正に積算し補償します。

主な補償内容の例

- まちづくりの事業者に対しては…
 - ・ 建物、工作物の撤去や再築の費用
 - ・ 立木の補償金
- お住まいの方々に対しては…
 - ・ 引越しに要する費用や仮住居費用
 - ・ 上記にともなって発生する営業補償
 - ・ その他経費の補償（建物の設計、建築確認等の費用等）

■ まちづくり事業の費用軽減

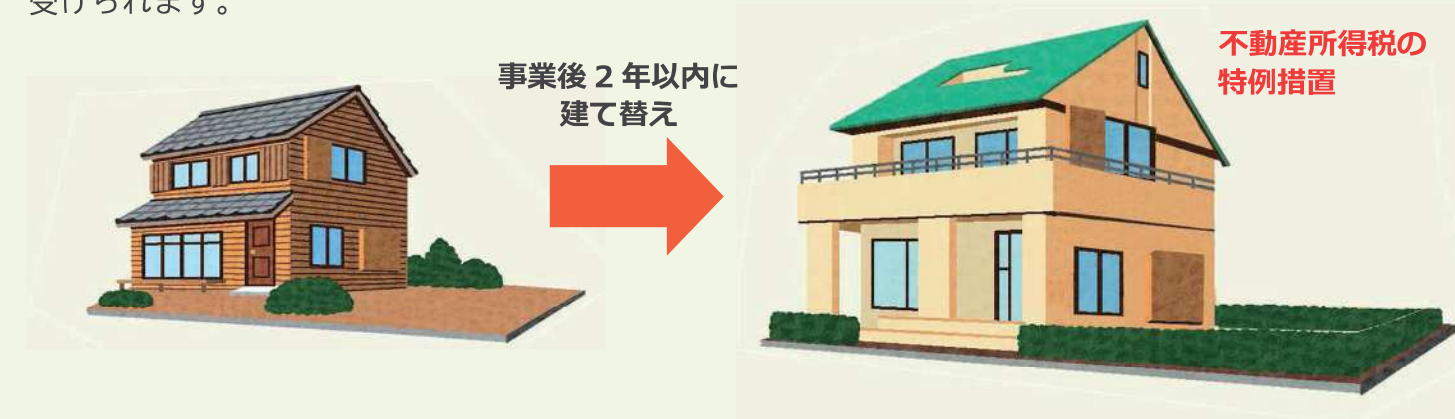
事業に伴い必要となる既存物の撤去新設、建物等の移転補償、工事期間中の仮設については、国とまちづくり事業者とで負担します。



■ 不動産取得税、固定資産税、都市計画税の減税

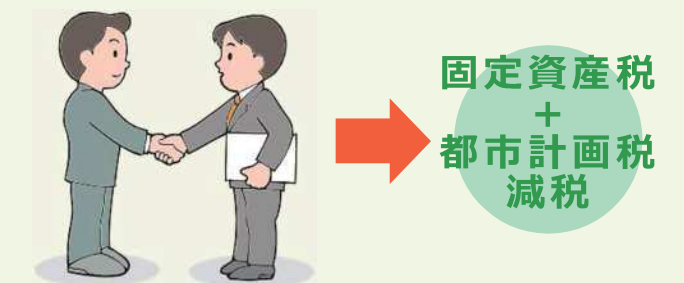
■ 不動産所得税の特例措置

高規格堤防の事業完了後2年以内に建て替え家屋を建築した場合には、不動産取得税の特例措置が受けられます。



■ 固定資産税と都市計画税の減税

高規格堤防整備事業により、高規格堤防特別区域内に再移転した場合、固定資産税(土地)と都市計画税が減税されます。



■ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減税

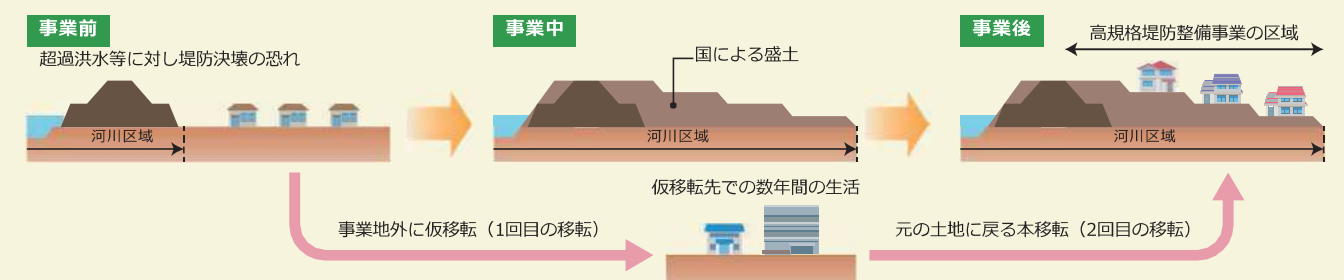
高規格堤防整備事業により高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減税します。

制度の概要

● 特例措置の内容

【固定資産税】

高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額します。



■ 川裏法面敷地の一体的な活用

高規格堤防整備事業と共同で事業を行う事業者が堤防の川裏側の敷地(以下「川裏法面敷地」という。)を有効活用できるようにし、共同事業者が高規格堤防整備事業に参入しやすくすることで、高規格堤防の整備を推進します。

高規格堤防の整備により、街と川が面的につながり、様々な利活用が可能に

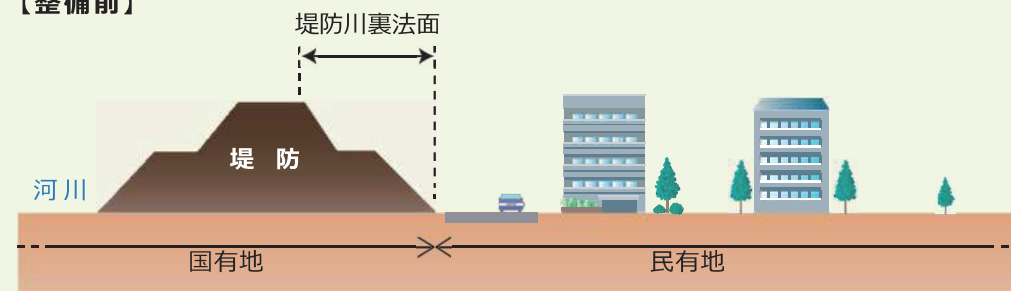


高規格堤防整備後の川裏法面敷地を公園として活用
(荒川：横浜地区)

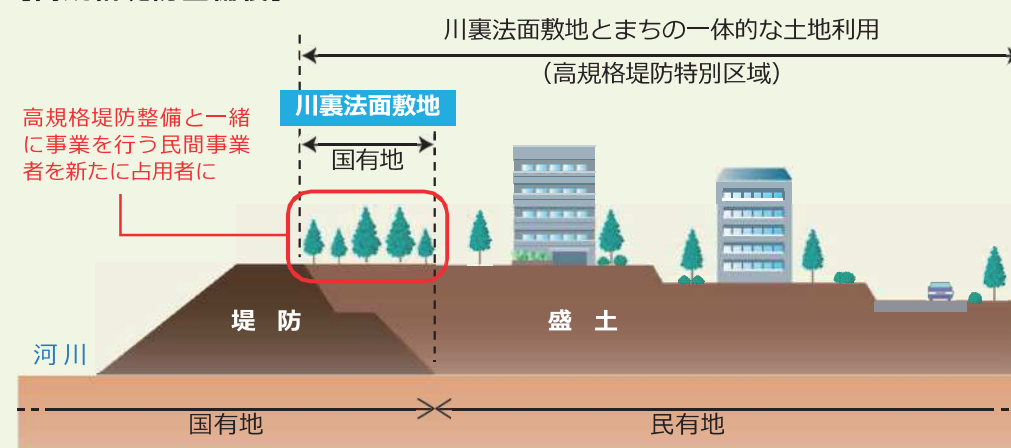
高規格堤防の整備により、堤防の川裏側の法面部分に新たに平地が生まれ、まちと川が面的につながり、様々な利活用が可能となります。

また、この川裏法面敷地について、高規格堤防整備と合わせて事業を行う民間事業者を新たに占有者とすることにより、民間事業者による川裏法面敷地を活用したまちづくりを促進します。

【整備前】



【高規格堤防整備後】



■ 事例 1：建築物の敷地として活用（新たに民間事業者が占有）

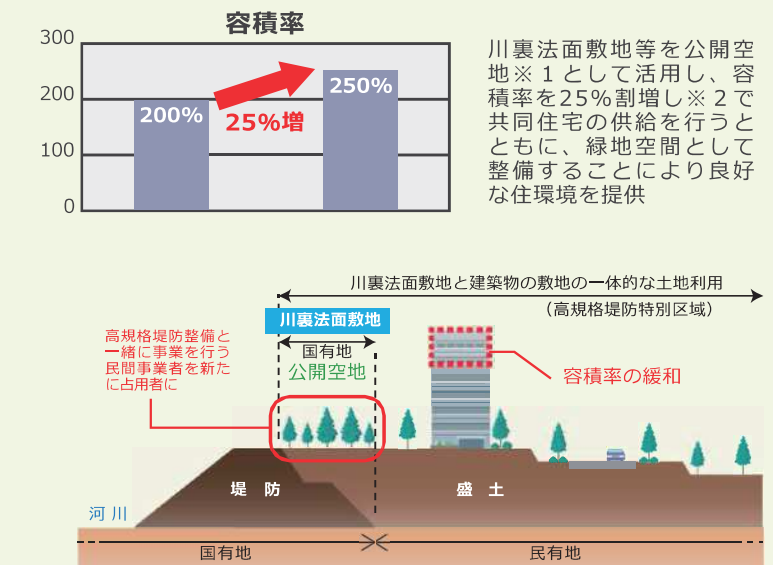
高規格堤防整備と合わせて事業を行う民間事業者が新たに川裏法面敷地を占有し、建築物の敷地面積に含め緑地等（公開空地※1）にすることにより、容積率の割増し※2がされ、民間開発を促進します。



事例：淀川西島地区（共同事業者：UR都市機構）

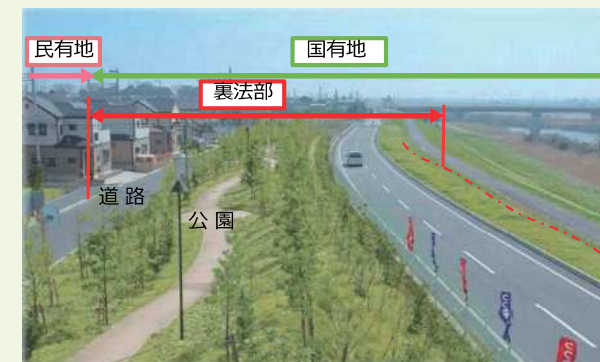
※1 日常一般に開放された空地

※2 特定行政庁による一団地認定及び総合設計制度に基づく許可が必要

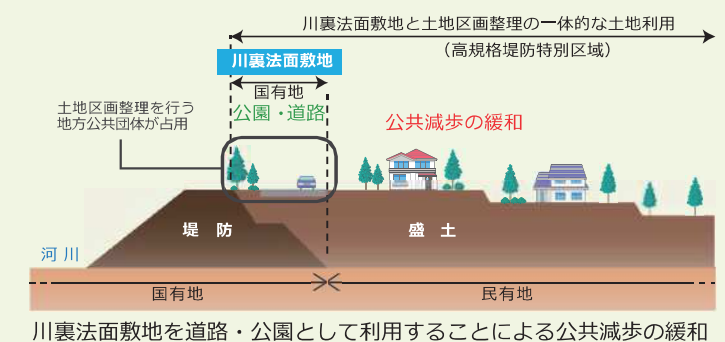


■ 事例 2：公共減歩の緩和

川裏法面敷地を土地区画整理を行う地方公共団体等が占有し、道路や公園とし、土地区画整理事業の用地に取り込むことにより、公共減歩を緩和できます。これにより、ゆとりある街づくりを行うことができます。



事例：川崎区



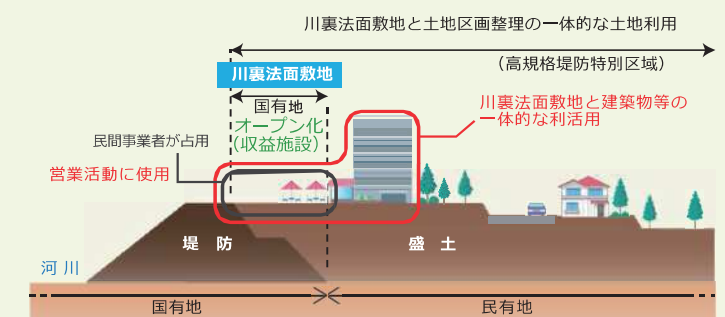
川裏法面敷地を道路・公園として利用することによる公共減歩の緩和

■ 事例 3：地域の利用施設としての活用

川裏法面敷地を民間事業者(共同事業者)が占有※1することにより、自らの建築物等と一体的なオープンカフェや広場等を設置することができます。これにより、地域の利便性の向上、活性化にもつながります。



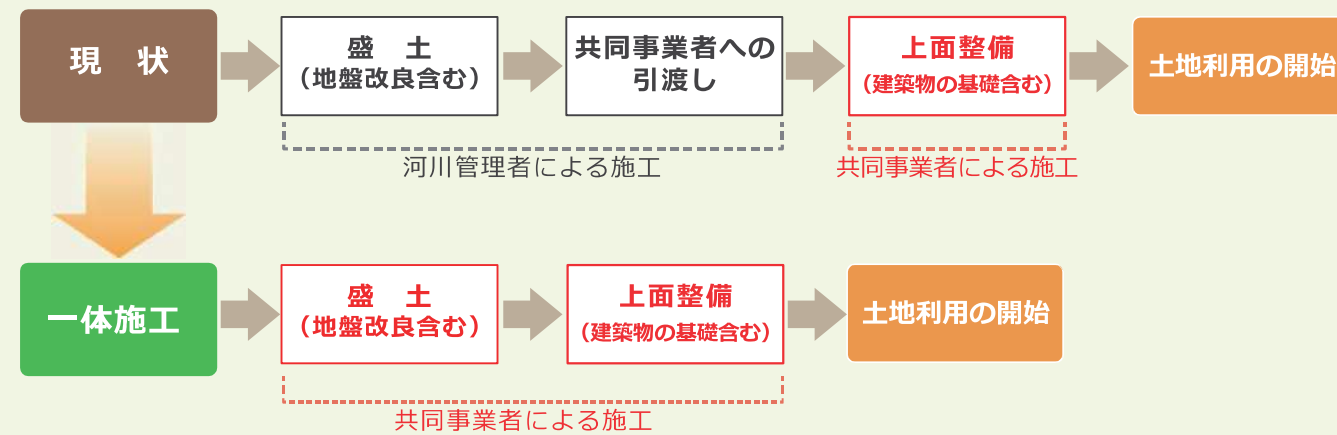
事例：川崎区



※1 営業活動を行う民間事業者が河川敷地を利用する場合には、都市・地域再生等 利用区域の指定が必要

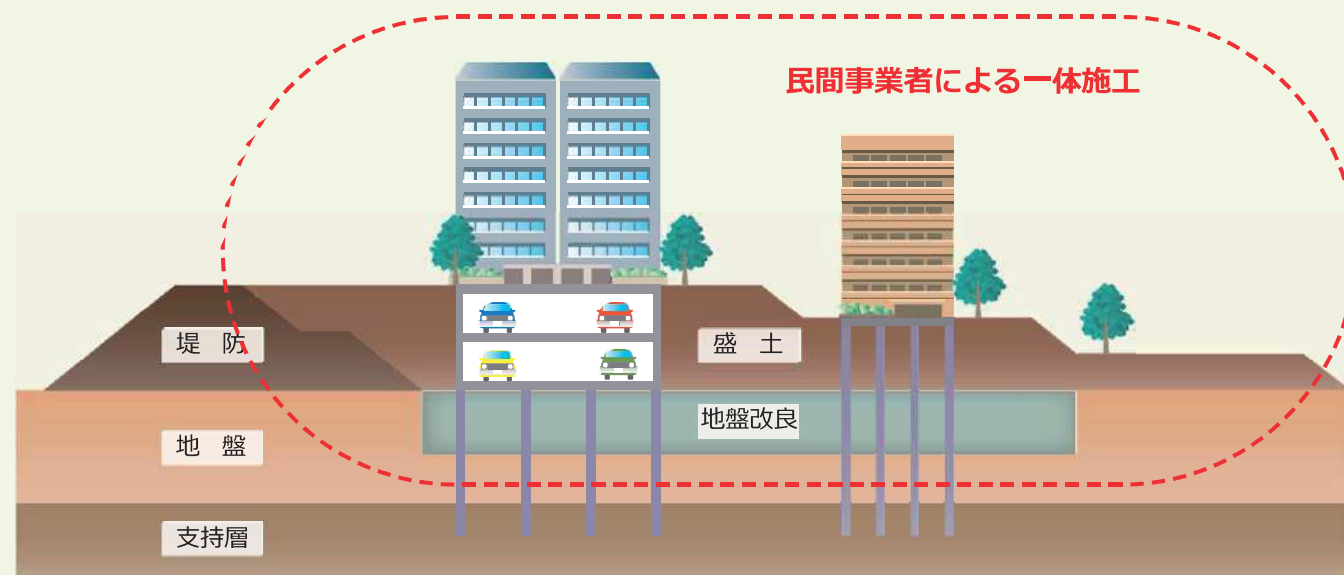
■ 盛土等と建築物等の一体施工

河川管理者が行う高規格堤防整備と、民間事業者が行う共同事業について、更なる工期短縮・コスト縮減を図ることにより、民間事業者が高規格堤防整備事業に参入しやすい環境を整え、高規格堤防の整備を促進します。



高規格堤防整備と共同で開発を行う民間事業者の参画を促進するためには、共同事業等の更なる工期短縮、コスト縮減を図ることが必要です。

そこで、河川管理者が実施する盛土や地盤改良等を共同事業者が整備する建築物や基礎等と一体的に施工することにより、工期短縮、コスト縮減を図ります。

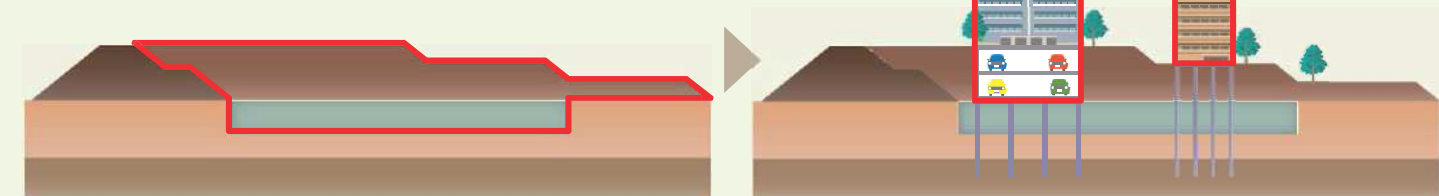
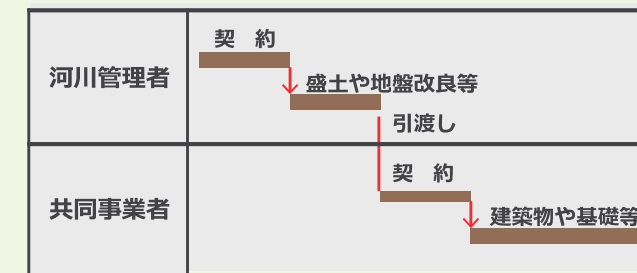


盛土と建築物などの一体施工イメージ

■ 一体施工によるメリット

盛土等と建築物等を一体的に施工することにより、地盤改良と建築物等の基礎の同時施工や、盛土と建築物の地下部等の同時施工などが可能となり、工期の短縮やコスト縮減を図ることができます。

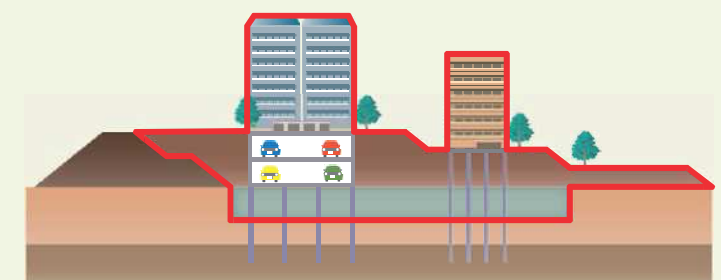
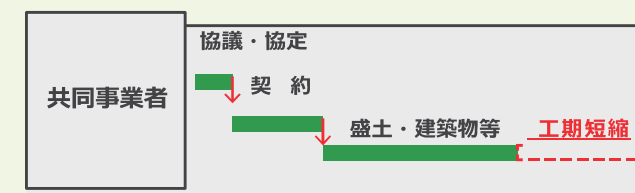
● 工程イメージ(各々施工)



① 河川管理者による盛土や地盤改良等の施工

② 共同事業者による建築物や基礎等の施工

● 工程イメージ(一体施工)



① 共同事業者による盛土、建築物等の一体施工

高台まちづくりへのバックアップメニュー

市街地関連の補助事業

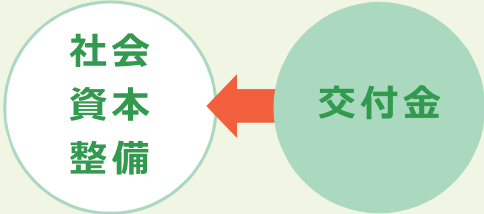
市街地整備と一体となったまちづくりにも、関連事業の促進を図るための拡充措置を講じています。
また、住まいの建て替えのフォローも行っています。

市街地総合再生事業の補助が受けられます。

国の補助事業である市街地総合再生事業が適用可能です。
・優良建築物等整備事業に対する補助(補助率3分の1)
・採択要件の緩和

社会資本整備総合交付金の利用ができます。

区市が作成した社会資本整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するための交付金を利用できます。

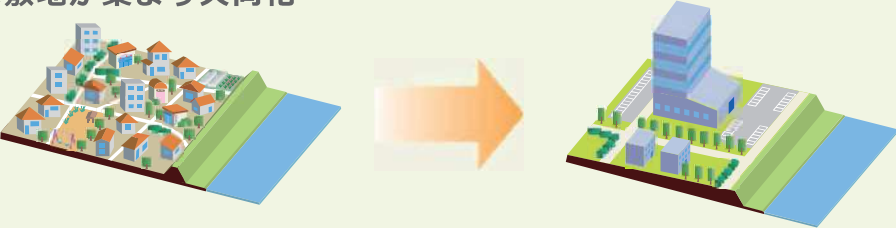


優良建築物等整備事業

土地の共同利用化や高度利用化を行った優良建築物等の整備により、市街地の環境整備、良好な住宅の供給、防災拠点の整備等に対し、補助が受けられます。

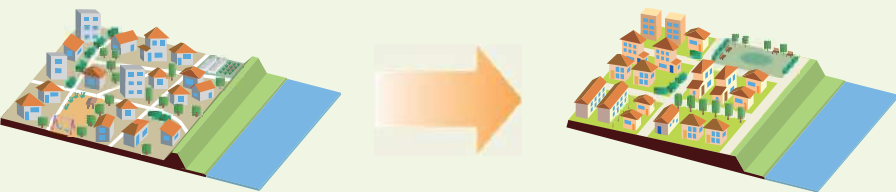
優良再開発型（既存市街地の再開発を促進）

- 共同化タイプ（任意の再開発）
小さな敷地が集まり共同化



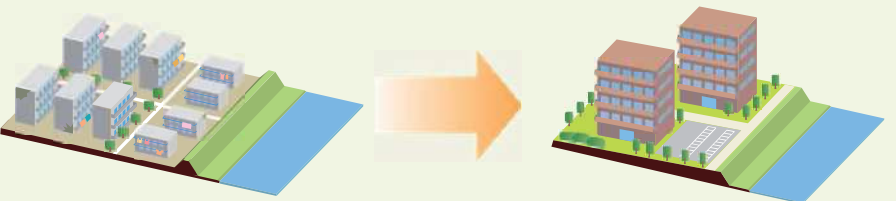
たくさんの小さな建物から
いろいろな機能をもつ1つの
建物へ

- 市街地環境形成タイプ
建設協定、地区計画等による市街地整備



街なかの曲がりくねった道から
使いやすいまっすぐな道へ

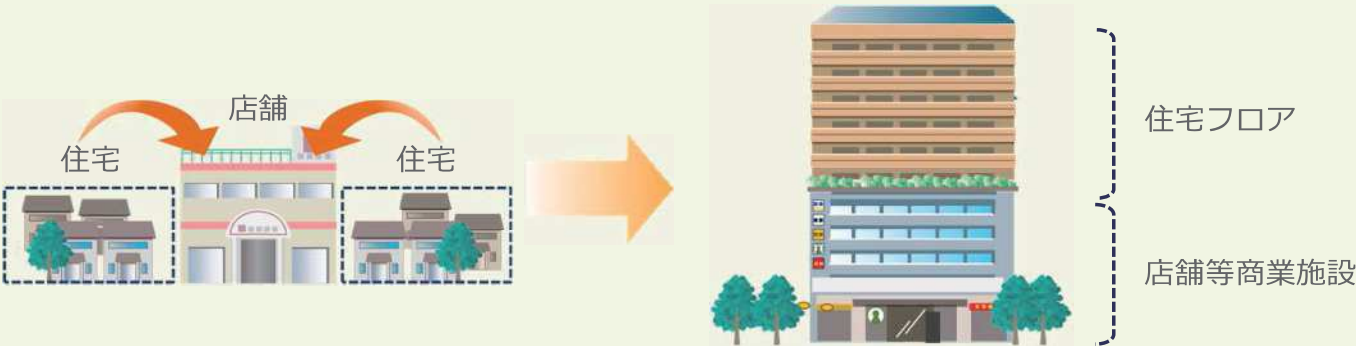
- マンション建替タイプ
老朽化したマンションの建替え



古いマンションを使いやすく
災害に強い新しいマンションへ

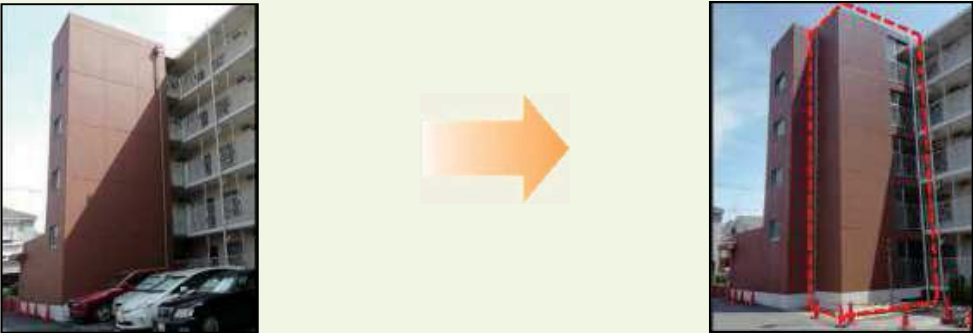
市街地住宅供給型（住宅の供給を促進）

- 中心市街地共同住宅供給タイプ
→まちの中心地に、住宅と店舗からなる複合ビルを建設し住宅の供給を促進します。



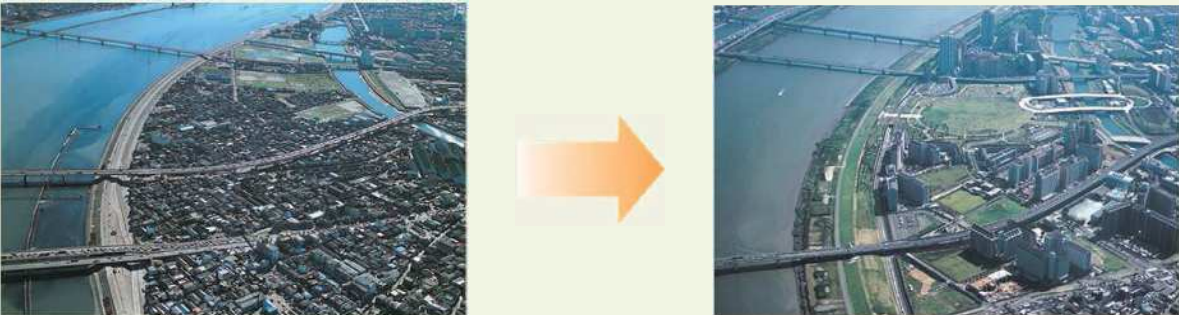
既存ストック再生型（今までに整備されてきた住居を現在のニーズにあった住居に改修）

- 区分所有建物をバリアフリー改修する場合
〈改修の一例〉階段室にエレベーターを設置



都市再構築型（都市機能の誘導）

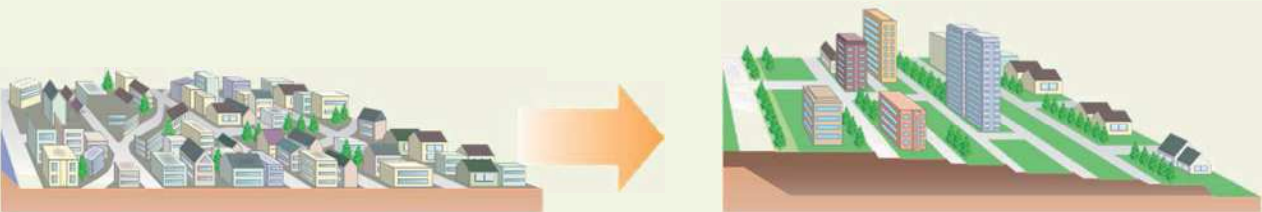
- 低未利用地・既存の建物や設備を活用して誘導施設を整備



まちに水害が発生した場合にもすみやかな避難が可能になります

複数棟改修型（一定エリア内における市街市環境の改善）

- 市街地環境を形成するための改修と同時に複数の現存建築物を改修



複数の建物を同時に改修して都市環境も向上させます

■ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上に対応したまちづくりを行う民間事業者に対し、建設事業費を国土交通省が補助します。

補助対策事業の建設工事費に対し、要件を充たした数に応じて補助の割合が変動します。補助金額はその割合を乗じた額の範囲内となります。

必須要件

下記要件を**全て**充たした場合 **補助率3%**

- **高齢者等への配慮としてバリアフリー化**
エレベータ、スロープ、車椅子使用者用トイレなど
- **子育て支援としてバリアフリー化、防犯性の向上**
幅の広い歩道、段差の解消、防犯カメラの設置など
- **防災対策として帰宅困難者支援、建物の安全性向上**
帰宅困難者の受け入れスペースの確保、耐震対策など
- **環境対策としてリサイクル性への配慮、劣化対策**
再生資材の利用、グリーン調達、耐久性の高い構造など
- **省エネルギー誘導基準への適合**
石油、天然ガス、太陽熱など一次エネルギー消費量を基準値以下にする、耐熱サッシ・ガラス、LED証明、耐熱材、日差しを遮るひさしなど

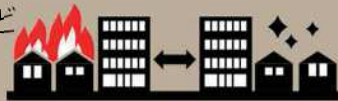


選択要件

下記より**1項目追加**で要件を充たした場合 **補助率5%にUP**

下記より**2項目追加**で要件を充たした場合 **補助率7%にUP**

- **防災対策**
延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策など



- **子育て対策**
遮音性向上、居住環境向上、共働き世帯支援など



- **働き方対策**
テレワーク拠点の整備など



- **環境対策**
ライフサイクルコストの低減、都市緑化、木材利用など



- **生産性向上対策**
BIM(*)の導入など



*BIM(Building Information Modeling)：建築物に関わる情報をコンピューター上の3D空間で運動させて活用し費用や工期を大幅に低減する手法。

■ 市民緑地認定制度の創設

民間事業者が空き地等を公園的空間として活用できるようにするため、「市民緑地認定制度」を創設しました。

● 民間事業者による市民緑地認定制度活用のメリット

メリット1

特別緑地保全地区内の土地を買入れる際に、固定資産税や都市計画税が軽減されるなどの優遇措置があります。

メリット2

植栽やベンチ等の施設整備に、国土交通省の補助を受けることができます。

メリット3

緑地の保全や緑化の推進に広く参加することができます。



● 自治体による市民緑地認定制度活用のメリット

メリット1

民間の開発によって、公園的空間の創出ができます。

メリット2

緑地の管理運営を、民間事業者の資金で行えます。

メリット3

住民一人あたりの都市公園面積として算定できます。



■ 地域の防災拠点となる建築物の整備

大規模な建築物の耐震化と、大規模災害発生時の避難者や帰宅困難者等の一時受け入れ施設の整備を請け負う地方公共団体、民間事業者を重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設しました。

補助の対象

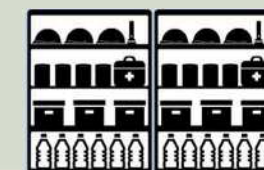
大規模な建築物の耐震化 建築物耐震対策緊急促進事業

- 改修によって地震に対する安全性が高まるもの



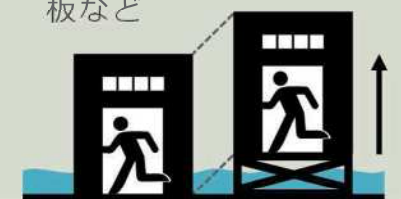
地震時の帰宅困難者 受け入れ施設の整備 災害時拠点強靱化緊急促進事業

- 避難スペースの整備、防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震用貯水槽など



水害時の避難者の 受け入れ施設の整備 一時避難場所整備緊急促進事業

- 避難スペースの整備、防災備蓄倉庫、電気設備、止水板など



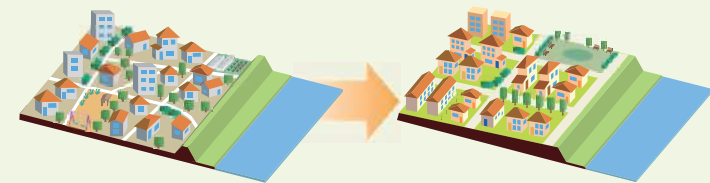
高規格堤防整備事業と共同で行える事業と整備の流れ

まちづくりと一体となっで行われる高規格堤防整備事業。
共同で行える代表的なまちづくりには以下のようなものがあります。

高規格堤防整備事業は、まちづくりの様々なタイミングに合わせて事業を行います。
くらしの安全性やオープンスペースの創出が可能な高規格堤防事業を生かして、魅力あるまちづくりを進めていくことができます。

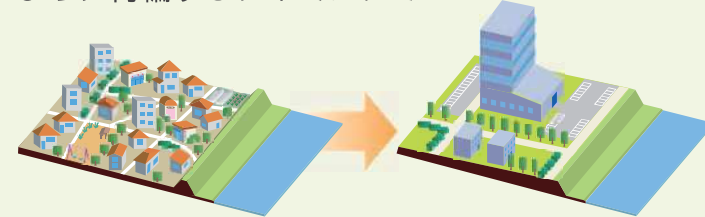
■ 土地区画整理

木造住宅が密集し、
防災上危険な市街地を解消するタイミングで



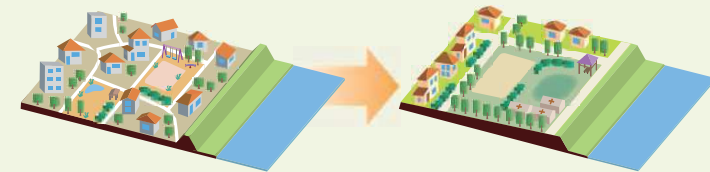
■ 市街地再開発

古い市街地をより魅力的で付加価値のある
まちに再編するタイミングで



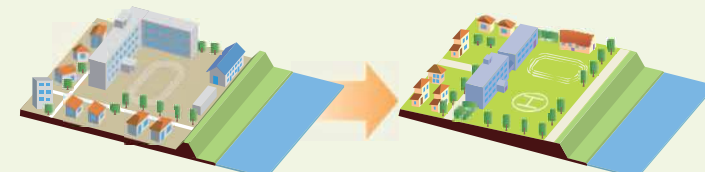
■ 公園緑地整備

堤防近くの公園を、
より機能性の高い公園にするタイミングで



■ 公共施設建て替え

老朽化により建て替えが予定されている公共
施設の建て替えのタイミングで

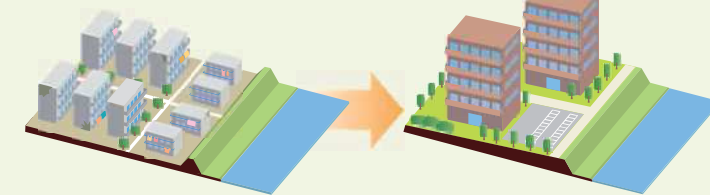


学校などの建て替え（事業前）

学校などの建て替え（事業後）

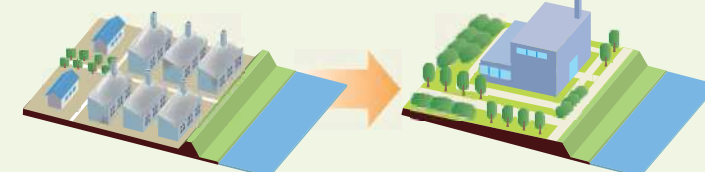
■ 集合住宅建て替え

より魅力のある集合住宅の建築の
タイミングに合わせて



■ 跡地利用

工場の老朽化に合わせた
郊外移転や跡地の別利用に合わせて



工場の移転等（事業前）

工場の移転等（事業後）

■ 高規格堤防整備事業の流れ

高規格堤防整備事業の進め方は、事業主体や事業ケースによってそれぞれ異なりますが、概ね、以下に示すフローに沿って行われます。

共同事業の調整

高規格堤防
の整備
(荒川下流河川事務所)

まちづくり
(関係自治体、
地域住民)

● まちづくりの具体化

高規格堤防は、既存のまちづくり計画や新たなまちづくりの機運を踏まえ事業関係者の合意形成により進められます。



高規格堤防の整備

共同事業方針

(関係自治体・民間事業者協議)

高規格堤防整備事業
(荒川下流河川事務所)

まちづくり計画
(関係自治体地域住民)

● 共同事業の方針

高規格堤防整備事業を実施するための方針として、実施箇所、実施期間、事業費、事業手法、実施体制などを調整・策定します。

設計・施工計画

地元説明

協定の締結

盛土工事の実施

(荒川下流河川事務所)

まちづくりに関連する事業の実施

(共同事業者等)

事業完了

マンション
などの
新築・建替え

高規格堤防整備事業区域内（30H）の区域に含まれる工場・事務所・マンション等の新築・建替えを予定されている方は、当冊子記載の窓口までご連絡下さい。



● 協定の締結

共同事業の内容が固まった段階で、共同事業者と河川管理者の間で基本的な施工、管理等について必要な協定を締結します。



● 盛土工事の実施

盛土の実施にあたっては、地権者や関係機関と連携を取りつつ作業を進めます。高規格堤防の盛土及び整地は、基本的に河川管理者が行います。



● まちづくりに関連する事業の実施

盛土及び整地完了後に建築物（共同事業者等）や公共施設（行政等）の整備を実施します。



沿川自治体と共同で行う高規格堤防整備事業の整備例

高規格堤防整備事業と一体になって、新しいまちが誕生しています。

高規格堤防はまちづくりと一体になって行う事業です。河川管理者（荒川下流河川事務所）と関係する自治体や地域の皆さんと共同で事業を進めることで、新しいまちが誕生しています。

現在整備が済んでいる高規格堤防整備事業の整備例を紹介します。



■ 新田地区 工場建て替えを契機にした事業

工場の移転に伴い高規格堤防を整備

工場の移転に伴い、足立区・北区が計画した「住宅市街地整備総合支援事業」にあわせ、高規格堤防の整備が行われました。



事業前



事業後



■ 小松川地区 市街地再開発を契機にした事業

住宅、商業、工業が混在密集した防災上危険な地区を整備

低地で軟弱な地盤と、住宅、商業、工業が混在した防災上危険な地区の解消を目的とした東京都の市街地再開発事業とあわせ、高規格堤防整備を行いました。



事業前



事業後



■ 平井・平井七丁目地区 区画整理を契機にした事業

土地区画整理事業との共同事業

低層の住宅と工場が密集混在した地区が、土地区画整理事業との一体整備で新しいまちに生まれ変わりました。



事業前



事業後



高規格堤防上の土地利用に関する制限等

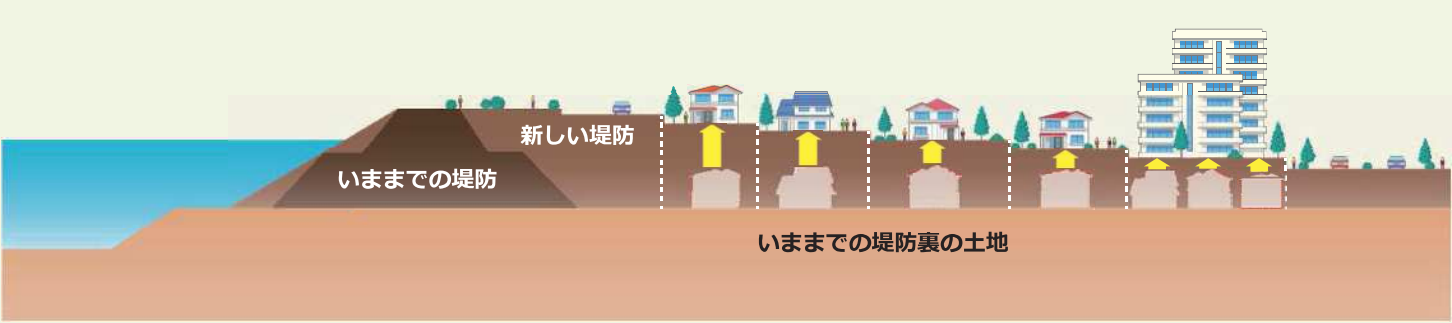
高規格堤防整備事業では、原則的に用地買収は行わず、土地の権利もうつりません。

高規格堤防上の土地の権利は整備以前の権利と変わりません。
また、事業後は、盛土後の土地で引き続き生活して頂くことができます。

■ 整備後の土地の利用

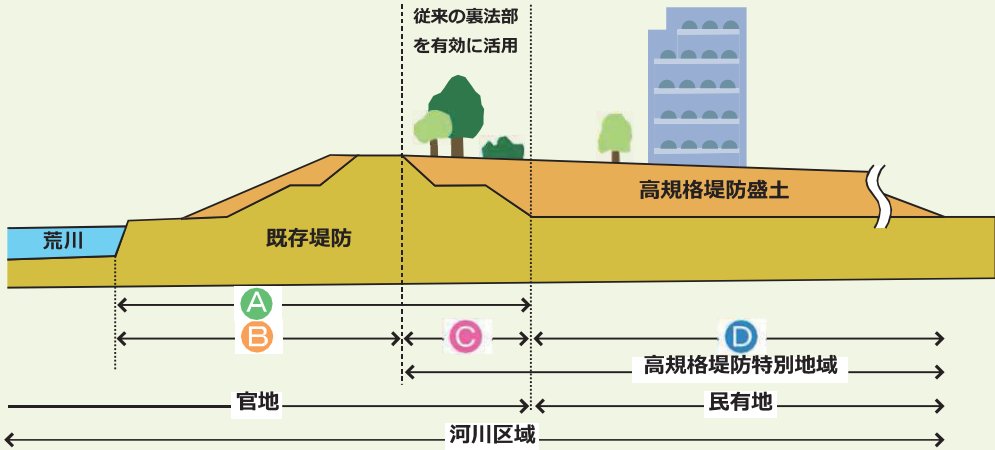
高規格堤防整備事業は原則的に用地買収を行わない事業であるため、整備後も権利は変わりません。
また、高規格堤防上の土地は、通常の利用をするために必要な行為については許可は不要です。

高規格堤防の盛土後も土地の権利は変わりません。



■ 高規格堤防上の土地利用の制限と維持管理について

高規格堤防整備事業の整備後に指定された「高規格堤防特別区域」の平常時の維持管理は、河川管理者、占有者、土地所有者がそれぞれ定められた区域毎に管理を行います。



	河川区分		構造上の利用制限	平常時の維持管理
ふつうの堤防	河川区域	A	道路(サイクリング道路を含む)など	河川管理者が行います
高規格堤防	特別区域	B	道路(サイクリング道路を含む)など	河川管理者が行います
		C	道路、公園など公共性の高い施設の設置は可能です	河川管理者が行います 占有される場合は、占有者に管理していただきます
		D	通常の利用(住宅など)が可能です	平常時は土地所有者に管理していただきます

■ 高規格堤防特別区域上の行為にかかる制限

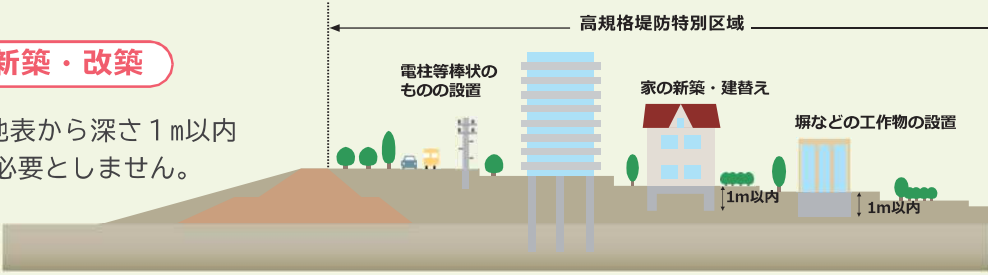
高規格堤防特別区域内の土地は、通常の利用をするために必要な行為については許可は不要です。

河川法 (第 6 条) 河川区域の指定

河川管理者は、高規格堤防については、通常に土地利用ができる区域を高規格堤防特別区域として指定する必要があります。

河川法 (第 26 条) 建築物等の新築・改築

基礎杭・電柱・その他棒状の工作物、地表から深さ 1 m 以内の地下における新築又は改築は許可を必要としません。



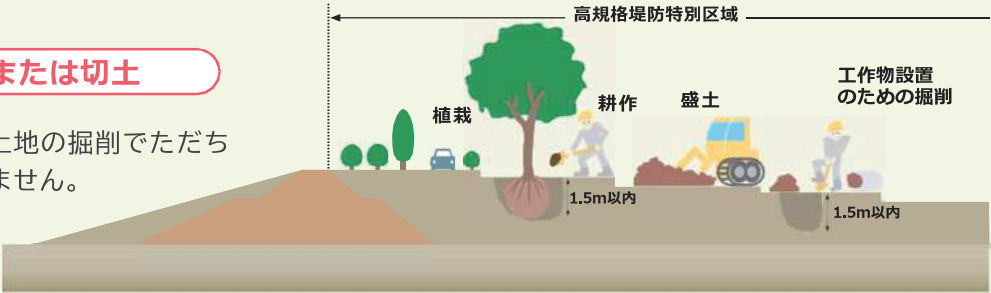
工作物の新築、改築又は除去に対する許可の分類

分 類	事 項			地表	地下0～1.0m	地下1.0m～	
河川区域（一般）	全ての工作物の新築、改築又は除去			要	要	要	
高規格堤防 特別区域	工作物の新築 又は改築	(1)通水・貯水施設	イ．漏水のおそれのあるもの		要	要	要
			ロ．漏水のおそれのないもの		不要	不要	要
		(2)地下工作物	①棒状の工作物で地下に設けられ ることとなる部分以外の土地の 掘削を伴わずに鉛直方向に設置さ れるもの	イ．基礎ぐい		不要	不要
				ロ．電 柱			
			ハ．イ、ロに類する工作物				
	(2)地下工作物	②①以外の施設で通水・貯水施設でないもの			不要	要	
	(3)地階を有しない建築物等で通水・貯水施設でないもの			不要			
	工作物の除去	(1)地下における除却	イ．直ちに埋め戻すもの			不要	要
ロ．直ちに埋め戻さないもの				要	要		
(2)地上における除却				不要			

許可が必要な時は、荒川下流河川事務所へご連絡ください。
河川法 国土交通省令(第15条)工作物の新築等の許可の申請

河川法 (第 27 条) 掘削または切土

盛土や植栽、または1.5m以内の土地の掘削でただちに埋め戻す場合は許可を必要としません。



土地の掘削、盛土、切土に対する許可の分類

分 類	事 項		地表	地下0～1.5m	地下1.5m～
河川区域（一般）	土地の掘削、盛土、若しくは切土その他の形状を変更する行為又は竹林の栽植、若しくは伐採		要	要	要
	①河川法第 26 条第 1 項の許可に係る行為のためにするもの		不要	不要	不要
	②政令で定める軽易な行為				
高規格堤防 特別区域	(1) 掘削	①河川法第 26 条第 1 項の許可に係る行為のためにする掘削		不要	不要
		②河川法第 27 条第 1 項ただし書の政令で定める軽易な行為			
		③河川法第 26 条第 2 項第 1 号の行為のためにする掘削			
		④上記①、②以外の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの		不要	要
		⑤上記①～④以外の土地の掘削		要	要
	(2) 切土	①河川法第 26 条第 1 項の許可に係る行為のためにする切土		不要	不要
		⑤上記の①以外の切土		要	要
	(3) 盛土		不要		
	(4) 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為（例えば、整地、敷きならし等の行為が考えられる）		不要		
(5) 竹林の栽植又は伐採		不要	不要	要（掘削について）	

許可が必要な時は、荒川下流河川事務所へご連絡ください。
河川法 国土交通省令(第16条)土地の掘さく等の許可の申請